◎新潟県告示第886号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成29年７月21日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　作業種類　公共測量（基準点測量）

２　作業期間　平成28年８月１日から平成29年６月30日まで

３　作業地域　新発田市荒川地内